

## 汚水処理事業への取り組みをお知らせします

今年度の汚水処理事業の具体的な取り組みをお知らせします。

詳しくは■業務課(☎257143)へ。

### 汚水処理事業の取り組み状況

市は、生活環境向上のため、汚水処理事業を推進しています。令和3年度末現在、本市の汚水処理人口普及率は、89・89%です。

※汚水処理人口普及率とは、全人口に対する公共下水道、農業集落排水、個別排水、コミュニティプラントおよび合併処理浄化槽が利用できる人口の割合のことです  
※全国平均92・1%（令和2年度）

### 令和4年度 下水道工事実施地区

- ▽金井地区Ⅱ笠間稲荷神社北、前原団地周辺、金島本町自治会館東、金井郵便局北
- ▽有馬地区Ⅱ高若寺南、旧主要地方道高崎渋川線午王橋周辺
- ▽渋川(御蔭)地区Ⅱ渋川青



- 翠高等学校西
- ▽半田地区Ⅱ旧道ふれあいセンター周辺、サントリー渋川工場北

### 新たな供用開始区域

令和3年度の公共下水道の整備により、新たに次の区域で下水道が使用できるようになりました。

- ▽金井地区Ⅱ笠間稲荷神社周辺、前原団地周辺
- ▽有馬地区Ⅱ高若寺周辺、有馬野球場周辺
- ▽半田地区Ⅱ旧道ふれあいセンター周辺
- ▽行幸田地区Ⅱ中筋遺跡周辺
- ▽渋川(御蔭)地区Ⅱ渋川青翠高等学校西

### 供用開始後は早期接続を

下水道法では、公共下水

道の供用が開始された場合、遅滞なく下水を公共下水道に接続し、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなければならぬと定めています。新たに供用開始となった区域に住む人は、速やかに排水設備の設置工事をお願いします。なお、排水設備の設置工事は、市の指定工事店でなければなりません。必ず指定工事店へ依頼してください。

### 水洗便所改造資金 貸付制度

水洗便所への改造工事費などに無利子の貸付(上限48万円)を行っています。希望する場合は、工事開始前に申請が必要です。

### 受益者負担金について

令和4年度から新たに供用開始となった区域の土地所有者には、受益者負担金が賦課されます。6月上旬ごろ納付書を郵送しますので、6月30日(木)までに納入してください

## 令和4年度市民環境大学を 気候変動対策をテーマに開催します

環境に関心を持ち、正しい知識を深め、環境問題に対して何ができるかを一緒に考えましょう。

今年度は、「気候変動対策」を全体テーマとし、全5回の講座を開催します。

ぜひ、この機会に本講座を受講してください。別表1のとおり

対象 全5回に参加できる市内在住・在勤・在学の人  
定員 30人(先着順)



申込開始日 6月8日(水)  
申込み問合せ先 電話で本環境森林課(☎22114)へ

(別表1) 市民環境大学今後の開催内容

回	とき	ところ	内容
第1回	7月3日(日)	中央公民館 午後1時30分～3時30分	『気候変動に適応するために熱中症対策を学ぼう』 〈講師〉延命 伸一郎さん(大塚製薬株式会社営業課長)
第2回	9月11日(日)		『脱炭素社会実現に向けてクールチョイス』 〈講師〉中島 啓治さん・梅山 さやかさん(群馬県地球温暖化防止活動推進員)
第3回	11月6日(日)		『エコで、快適に移動できる社会を目指して』 〈講師〉小熊 仁さん(高崎経済大学地域政策学部准教授)
第4回	令和5年2月5日(日)		『脱炭素社会実現に向けた日本のエネルギー事情を学ぼう』 〈講師〉ゴンザレス・ファンさん(群馬大学院理工学府知能機械創製部門助教)
第5回	令和5年3月5日(日)		『脱炭素で経済成長!? 脱炭素社会に適応しよう』 〈講師〉森田 稔さん(高崎経済大学地域政策学部准教授)



## 渋川郷学 高橋蘭齋顕彰展を開催します

江戸く明治時代にかけての旧渋川村の人物で、渋川郷学の学統の一人である高橋蘭齋の関連資料を展示した顕彰展を開催します。

〈本庁舎会場〉  
とき 6月9日(木)～16日(木)  
午前8時30分～午後5時15分(市役所閉庁日は除く)  
※9日は午後0時30分から  
ところ 1階市民ホール  
〈第二庁舎会場〉  
とき 6月20日(月)～24日(金)



高橋蘭齋の墓  
(市指定史跡)

午前8時30分～午後5時15分  
ところ 2階あじさいサロン  
その他 6月9日(木)午後0時10分から本庁舎会場にて開催セレモニーを行います  
※新型コロナウイルス感染症

症などの影響により、展示内容や期間などが変更になる場合があります  
詳しくは、生涯学習課(☎22500)へ。  
ページID 9648

## 固定資産税の実地調査のご協力をお願いします

市は、固定資産の適正な評価および固定資産税の公平な課税のため、土地および家屋の実地調査を行っています。



調査の際は、固定資産評価補助員証を携帯した職員が伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

実施についてはのお知らせを家屋所有者に通知します。都合のつく日時(土・日曜日、祝日を除く)を連絡してください。職員が伺い家屋の建築資材や仕上・間取り・面積などを調査します

調査期間 通年  
対象地域 市内全域  
調査方法 利用状況の確認のため、公道上から調査を行います。また、必要な場合はさらに詳細な現地調査を行います  
その他 新築・増築家屋については、事前に家屋調査の

詳しくは、本税務課(☎22189)へ。



▲市ホームページはこちら

## 収納確保のため令和3年度は731件の差し押さえを行いました

市は、市税等の滞納をなくすために、差し押さえなどの滞納処分を強化しています。

### 差し押さえと換価手続き

差し押さえは、市の判断で行うことができます。差し押さえ後も滞納する場合、差し押さえた不動産の公売や生命保険の解約などを行い、滞納税額に充てる手続き(換価手続き)を行います。

### 令和3年度の差し押さえと換価手続きの状況

令和3年度は、731件  
令和3年度は、2390へ。

### やむを得ず納税できないときは納税課へ

期限内に納税できないときは、相談してください。災害、病気、破産など、やむを得ない理由があるときは、納税を猶予する場合があります。

### 令和3年度の差し押さえなどの実施状況

財産の種類	差し押さえ件数	換価件数	換価額	
債権	預貯金	616件	618件	5,149万4,613円
	所得税還付金	8件	10件	103万4,319円
	生命保険	69件	31件	498万5,005円
	その他	24件	211件	1,714万1,738円
不動産	14件	1件	67万2,800円	
合計	731件	871件	7,532万8,475円	

※換価手続きを行ったものについては、過年度に差し押さえをしたものも含まれています



## ラジオ体操を実施する事業所・団体を支援

市は、より手軽にラジオ体操に取り組める環境づくりを推進することを目的に、ラジオ体操に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとする事業所や自治会などの任意団体に対して、ラジオ体操の実施に必要なスタートアップセットを支給します。

ぜひ、ラジオ体操による健康づくりや仲間づくりなどに活用してください。

**支給物資** 浜川市ラジオ体操スタートアップセット(のぼり旗、ステッカー、ラジオ

体操の曲を収録したCDなど)

※申請区分により、スタートアップセットの内容は異なります

**対象** 市内で、5人以上で週1回以上ラジオ体操に取り組んでいるまたはこれから取り組もうとする団体

**申請方法** 申請書(スポーツ課または市ホームページに

あります)に必要事項を記入し、構成員名簿を添えてスポーツ課へ提出してください。

申請内容を審査した後、スタートアップセットを支

### 浜川市ラジオ体操スタートアップセット



CD



体操ブービー  
(曲が流れます)



のぼり旗



給します

**申請開始日** 6月6日(月)

**その他** ▽申請した実施予定回数<sup>①</sup>の8割以上実施した申請者には、表彰状を授与します

▽支給が決定した年度の翌年度に、実績報告書を提出してもらいます

▽浜川市ラジオ体操スタートアップセットの支給は1支給対象者につき1回限りのため、令和3年度に支給決定となった団体などは対象外です

詳しくは、**本**スポーツ課(☎22241)へ。



▲市ホームページはこちら

## 住宅ローン(フラット35)<sup>①</sup>

### 地域連携型を開始しました

市の対象支援制度の利用予定者が、住宅ローン(フラット35)を利用する場合、借入金利が一定期間引き下がりとなります。

#### 〈フラット35〉

全国300以上の金融機関が住宅金融支援機構と提携して扱うもので、借入時の金利が全期間変わらない「全期間固定金利型住宅ローン」です。

#### 〈フラット35〉地域連携型

子育て支援や地域活性化に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援と併せて、(フラット35)の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



(別表1)

対象支援制度	担当課
移住者住宅支援事業	本政策創造課(☎2401)
空家跡地活用定住者住宅支援事業	本政策創造課(☎2401)
空家活用等支援事業	建築住宅課(☎2072)
空家活用支援補助金	建築住宅課(☎2072)
居住誘導区域定住促進事業	都市政策課(☎2073)

**受付開始日** 6月1日

**対象支援制度** 別表1を参照

**引下幅** 年0.25%<sup>②</sup>

**引下期間** 当初10年(市の支援制度で子育てに関する加算の該当者)または5年

**申請方法** (フラット35)借入契約までに、所定の申請書(各担当課または市ホームページにありますが)に必要書類を添えて、各担当課へ提出してください。審査後、

証明書を発行しますので、利用する金融機関へ提出してください

詳しくは、各担当課へ。



▲市ホームページはこちら



# 令和3年度公文書および歴史的公文書の管理状況を公表

令和3年度における公文書および歴史的公文書について、管理などの状況を公表します。

**公表結果** 別表2のとおり

**〈公文書とは〉**  
職員が職務上作成および取得した文書であつて、組織で業務上必要なものとして利用および保存しているものです。

**〈歴史的公文書とは〉**  
保存期間が満了した公文

書のうち、後世に残すべき歴史的な価値があるものとして、原則永久的に保存しているものです。

利用請求ができますので、希望する人は総務課へ申請してください。

詳しくは、**本総務課(☎222112)**へ。



▲市ホームページはこちら

(別表2)

内容	件数	
令和3年度末の公文書の保有状況	55,395件	
令和3年度に保存期間が満了した公文書の状況	廃棄	5,105件
	保存期間の延長	107件
	歴史的公文書として管理	946件
歴史的公文書として管理している目録の件数	13,387件	

# 令和3年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況

令和3年度の情報公開請求件数は、74件(前年度79件)でした。

また、個人情報開示等請求件数は、17件(前年度29件)でした。



**〈情報公開制度とは〉**

市が保有する行政情報について、皆さんが公開を求める権利を保障し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的とした制度です。



▲情報公開制度についてはこちら

**〈個人情報保護制度とは〉**

市が保有している個人情報



▲個人情報保護制度についてはこちら

報の取扱方法を定め、皆さんの個人情報を守ります。

また、自分の情報の開示などを求める権利を保障し、開かれた市政の実現を図るための制度です。

詳しくは、**本総務課(☎222112)**へ。

# 在宅高齢者などの生活支援のため紙おむつを給付します

在宅高齢者などの日常生活を支援するため、紙おむつ(尿とりパッド・フラット型おむつ・テープ止め型おむつ・パンツ型おむつ)の給付を行います。

**対象** 次の①～④の全てを満たす人

①本市に居住し、かつ住所を有し、日常的に紙おむつを使用している

②次のいずれかに該当する

▽65歳以上で、要介護3認定者のうち認知症高齢者または要介護4以上認定者

▽3歳以上65歳未満の重度身体障害者(児)または3歳以上18歳未満の療育手帳A保持者

③病院・施設などに入院・入所していない

④市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない

**給付回数・方法** 年3回自宅に配達

**給付時期**

▽渋川・伊香保地区 8・11・2月

▽小野上・子持・赤城・北橘地

紙おむつを給付します



区 9・12・3月

**給付内容** 利用者が業者ごとのカタログから選んだ紙おむつを、給付1回につき

上限50000円分(税込)まで無料で給付します

※上限を超えた分は利用者負担

**申請方法** 申請書(高齢者安心課または市ホームページにあり)を記入し、高齢者安心課、地域包括ケア課

または各行政センターへ

※一度給付決定を受けている人は、新たに申請する必要はありません。給付対象に該当する限り、利用継続します

詳しくは、**本高齢者安心課(☎22257)**へ。

ページID 2010